

平成27年9月9日

各位

会社名	クロス・メディカルサービス株式会社
代表者名	代表取締役社長 黒沼文雄
問合せ先	
氏名	取締役管理部長 山口薫
電話	03-3633-6333

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、株式会社キムラメド（以下、「キムラメド」といいます。）に対し、平成26年2月12日、不正競争防止法第3条第1項に基づく差止請求及び不法行為に基づく損害賠償請求を求める不正競争行為差止等請求訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）を提起し、東京地方裁判所にて被告との間で訴訟が係属しておりましたが、平成27年7月30日付で裁判上の和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1 訴訟提起及び和解に至るまでの経緯

(1) 当社が本訴訟で行った請求内容は、主として以下のとおりです。

ア 不正競争防止法第2条1項1号に基づく差止請求について

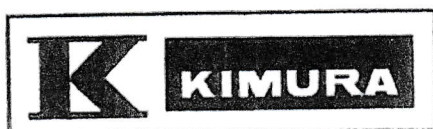
キムラメドが平成24年11月ころから製造販売を開始した動物用人工呼吸器「キムラメド動物用人工呼吸器パピレス」（以下、「パピレス」といいます。）は、当社が木村医科器械株式会社（以下、「木村医科器械」といいます。）から製造販売承認の承継を受け、現在当社が製造販売を行っている動物用人工呼吸器「ミニベントー3a」と、寸法・重量・外部形状及び前面操作パネルのスイッチ類・表示等の配列が同じであり、白と青を基調とした色彩も似ていたことから、当社は、キムラメドの上記製造販売等の行為が不正競争（不正競争防止法第2条1項1号）に該当するものと判断し、本訴訟において不正競争防止法第3条第1項による差止請求を行いました。

なお、本訴訟提起後、キムラメドは、パピレスについて、従来の販売名に加えて「NEO」という呼称を使用するようになり、又、自主的にパピレスの色彩及びスイッチ・メーターの形状等のデザインを変更しました。

イ 不法行為に基づく損害賠償請求について

当社は、木村医科器械の商標として継続的に使用されてきた下記商標（以下、「木村商標」といいます。）について、木村医科器械の破産手続中、木村医科器械の破産管財人との間で有償の商標譲渡契約を締結して、木村商標を譲り受けました。

（木村商標）



他方、キムラメドは、木村医科器械の破産手続中、破産管財人から有償の商標譲渡について打診を受けるも当該打診を断る一方で、木村商標と実質的に同一といい得るほど酷似している下記商標（以下、「本件商標」といいます。）を、木村医科器械の破産管財人の承諾を得ずに登録出願し、設定登録を受けました。

（本件商標）



そこで、当社は、キムラメドの本件商標の商標登録出願・登録行為が剽窃的なものであり、著しく社会的妥当性を欠くものであると判断し、本訴訟において不法行為に基づく損害賠償請求を行いました。

なお、当社が本件商標の商標登録に対して行った登録異議の申立てが特許庁に認められたこと、それを不服とするキムラメドが知財高等裁判所にて商標登録取消決定取消請求訴訟を提起したもののキムラメドの請求を棄却する判決が言い渡されてその判決が確定したことは、2015年2月28日付TOPICS「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしたとおりです。

- (2) 本訴訟提起後、1年以上にわたる審理を経て平成27年7月9日に弁論が終結しましたが、その際に、裁判所から和解勧告があったことを受けて、同月3日に裁判上の和解をすることといたしました。

2 和解の相手方（被告）

名 称：株式会社キムラメド
所 在 地：東京都墨田区江東橋五丁目8番16号
代表者の氏名：代表取締役 木村 和人

3 和解の主な内容（概要）

- (1) 被告は、原告に対し、パピレスについて、被告が本訴訟提起後に自主的に変更した表示から、以下の内容への変更を行わないことを確約し、原告は、被告がその確約を遵守する限度において被告がパピレスを生産・販売することに異議を述べないことを確約する。
- ① 「PUPYRES」の表記を拡大し、又は掲示箇所を増やすこと
 - ② 青色又は水色部分の面積を拡大すること
 - ③ 標章を「PUPYRES」のみとすること
- (2) 被告は、原告に対し、本件商標に関し解決金の支払義務があることを認め、解決金を支払い、原告はこれを受領した。
- (3) 原告と被告は、本和解をもって本件紛争を円満に解決したことを確認し、各自の事業に不当に干渉せず、これを尊重し、相互に誹謗中傷又は客観的に誹謗中傷と受け取られる行為をしないことを確約する。

以上